

IV. 平成17年に発生した事故の概要

1. B級事故

〔1〕 屋外設置式湯沸器の屋内設置によるCO中毒

(1) 発生日時 : 平成17年3月26日(土) 9時15分頃

(2) 発生場所 : 新潟県 一般住宅 木造2階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	50kg容器	2本
②燃焼器具	瞬間湯沸器(屋外設置式20号)	1台
③安全器具等設置状況	ガス漏れ警報器	有
	ヒューズガス栓	有
	マイコンメータS	有
	不完全燃焼警報器	無

(4) 被害状況 :

- | | | |
|-------|----|----|
| ①人的被害 | 死者 | 1人 |
| ②物的被害 | なし | |

(5) 事故の概要 :

消費者がシャワーを使用中に倒れ、家族が発見して病院に搬送したが、CO中毒により4日後に死亡した。屋外設置式湯沸器が浴室に隣接した物置内に設置されており、湯沸器が黒煙を発生するほど不完全燃焼を起こしたため、多量のCOが浴室ガラー等から浴室内に侵入していた。

(6) 推定原因 :

当該湯沸器の設置場所は、居住部分の外側で壁面に隙間もあるので販売事業者は、屋外と認識し、調査時等に改善を指摘していなかった。しかし、現地確認の結果、四方が囲まれており、屋内と判断された。また、今回と同様な燃焼不良が5回発生しており、その都度、機器メーカー、販売事業者等の点検修理を受けていた。

警察の現場検証でのCO濃度は、給湯器排気口で1%、浴室内で0.3%に達した。なお、警察の給湯器の鑑定結果では、特に故障は認められず、不完全燃焼を起こしたのは設置条件によるものと推定された。

(7) 行政指導等 :

- ①新潟県LPガス協会に対し、再発事故防止のため緊急再点検を会員へ周知するよう文書(「一酸化炭素中毒事故の未然防止について(依頼)」)で依頼した。
- ②販売事業者に警告書を交付し、改善を指示した。
- ③協会の総会、役員会、協会誌発行等の機会を捉え、周知徹底を図った。

2. CO中毒事故の概要

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.2.18	CO中毒 軽症者3 (女性52.37 ,男性38)	飲食店 木造2階建	12:24	一般消費者 等	そばゆで釜で調理をしていたところ従業員1人の具合が悪くなり、救急車で病院に搬送された。救急隊到着後、さらに2人も気分が悪いと訴えたため、救急車で病院に搬送された。診断の結果、CO中毒（COHb濃度30%）と診断された。排気筒トッブに燃焼効率が高まるとそばゆで釜の板（菓子箱の蓋）を斜めに立てかけて使用中に何らかの振動によりこの金属板が排気筒を完全に塞いだため排気不良から不完全燃焼となった。	排気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して燃焼器具等の安全を確認後に使用した。会 ・北海道LPガス協会の周知による事故防止を要請した。
新潟県 村上市 17.3.26	CO中毒 死者1 (女性51) <B級>	一般住宅 木造2階建	9:15	販売事業者	シャワーを使用中に倒れ、家族が発見して病院に搬送したが、CO中毒により4日後に死亡した。屋外用湯沸器(20号)が浴室に隣接した物置内に設置されており、湯沸器が黒煙を発生するほど不完全燃焼を起したため、多量のCOが浴室から浴室内に侵入した。屋外湯沸器の設置場所は、居住部分の側で壁面に隙間もあるのに改善がなされなかった。しかし、現地確認の結果、四方が囲まれたおおり、屋内と判断された。また、今回と同様な燃焼メーター、販売事業者等の点検修理を受けていた。後証での現場検度、給湯器排気口で1%、浴室内の鑑定結果では、特に故障は認められず、不完全燃焼を起したの	・湯沸器の給排気装置不良 ・消費設備不良 ・緊急時対応不備 <法違反> 法27条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 法31条第1項 法81条第1項	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・新潟県LPガス協会に対し、再発事故防止のため緊急再点検を会員へ周知するよう文書（「一酸化炭素中毒事故の未然防止について(依頼)」）で依頼した。 ・販売業者に警告書を送付し改善を指示した。 ・協会の総会、役員等の総会、協会誌発行等の機会を捉え、周知徹底を図った。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.5.29	CO中毒 軽症者 2 (女性34 男性1)	共同住宅 鉄筋コンクリート 造3階建	22:23	販売事業者	入居者2名が21時頃に入浴後、頭痛及び手足のしびれを訴えたため、119番通報し、病院に搬送されCO中毒と診断された。湯沸器（F E式16号）の排気筒天井下裏隠蔽部に鳥の巣（排気筒トップから約70cmの位置）を作っていたため、排気筒塞となり排気筒立ち上がり部（φ60）と水平管（φ105）との接続部から排気が漏えいし、脱衣所に流入したことが確認された。また、屋外排気筒トップのガラリが広がっており、そこから鳥が進入したと推定された。	鳥の巣による排気閉塞 ＜法違反＞ 第27条（保安業務の実施）に抵触する可能性あり	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） 販売事業者に対し、以下の事項を指示した。 ・当該マンション全戸の燃焼器等の一斉点検の実施 ・他の同様機器の一斉点検の実施 ・緊急時対応の保安教育の実施及びマニュアルの作成 ・社内マニュアルの作成等の事故後の対応策についての報告 北海道エネルギーガス協会に対して、事故事例の周知により再発防止について要請した。
静岡県 藤枝市 17.7.4	CO中毒 軽症者 2 (男性67,55)	飲食店 鉄骨造	12:00	一般消費者 等	厨房で業務中に従業員2名がCO中毒のため倒れた。事故時は窓を閉め、換気扇も作動させずに麵茹焼を使用していたため換気不良で不完全燃焼を起こしたと推定された。すが、消防の調査で麵茹焼の排気口に多量のすすが付着したうえ、熱交換器入口も目詰まりしていることが確認された。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
福島県 南会津郡 17.11.15	CO中毒 軽症者 4 (男性28 女性28, 6, 5)	一般住宅 木造平屋建	18:30	販売事業者	一般住宅において家族4人がCO中毒になり病院に搬送された。湯沸器（20号）が屋内に設置されており、事故当日は台所に2ヶ所ある換気扇を、事故当日は台所に2ヶ所ある換気扇を併用していたことにより、不完全燃焼を起こしたものと推定された。	換気不良 設置不適 （屋外設置式湯沸器の屋内に設置したため） ＜法違反＞ 規則第44条違反 （屋外設置式湯沸器の屋内に設置した）	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
大分県 別府市 17.12.8	ＣＯ中毒 軽症者 3 (女性58, 21 , 男性30)	介護老人保 健施設 鉄筋コンクリ 造 4 階建	19:50	一般消費 者 等	介護老人保健施設の厨房で夕食の後片付け中 に作業員3人が倒れ、病院に搬送された。診 断の結果、血液中のCOHb濃度が高かったこと からCO中毒と診断された。 事故後の警察の調査で食器洗浄機を使用し ているとき換気扇を作動させなかったため、換 気不良により不完全燃焼を起こしたものと推 定された。	換気不良	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	(行政指導) ・販売事業者等に対し 食器洗浄機と換気扇をよ う運動作動に改善するよ う指導した。 ・(社)大分県エルピ一 般消費者会に対する啓発及 び保安教育を行うよう 文書で指導した。
熊本県 菊池市 17.12.16	ＣＯ中毒 軽症者 3 (女性41, 39 , 20)	学校 (保育園) 鉄骨造平屋 建	15:00	一般消費 者 等	9時から調理作業を行い、湯沸器(CFF式10 号)を使用していた。軽い頭痛の自覚症状はあ ったがそのまま作業を続けていた。14時20 分頃、不調を訴えて病院で診断を受けたところ、 CO中毒と診断された。事故当日は寒気が 強かったため厨房を閉め切り、換気扇を作 動させておらずから換気不良により不完全燃焼 したものと推定される。	換気不良	・ガス漏れ警報器 あり ・ガス漏れ警報器 連動自動ガス遮 断装置あり	(行政指導) ・保育園を管轄する行 政へ口頭で設備改善 を指示した。
長野県 下高井郡 17.12.29	ＣＯ中毒 軽症者 1 (女性49)	旅館 鉄筋コンクリ 造 4 階建	9:00	一般消費 者 等 販売事業 者	食器洗浄機を使用していたところ、従業員1 名がCO中毒により病院に搬送し、た。食器洗 浄機のガスブローサーに不良の燃焼を起こし たことにより、なお、12月26日に食器修理依 頼したものの、販売事業者から食器洗浄機の ブローサー不良のため修理依頼があった。そ の際、メーカーから内部清掃を行うようよう 指導があった。28日に販売事業者が確認し た。修理依頼、翌日に修理を行うようよう 指導があった。	燃焼不良	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 あり ・ガス漏れ警報器 連動自動ガス遮 断装置あり	(行政指導等) 販売事業者に対して、食 器洗浄機について排気 フードを設置するよう 口頭で指導した

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
熊本県 天草市 17.12.31	CO中毒 軽症者 3 (男性32.23 ,22)	飲食店 鉄筋コンクリート 造平屋建	4:00	一般消費者 等 販売事業者	閉店後、従業員3人が厨房・倉庫兼作業場で清掃作業を行っていたところろろ気が悪くなったため、消火へ通報して病院に搬送された。中血液中からCOHbが検出されたことからCO中毒と推定された。清掃作業時は瞬間湯沸器を使用していたが換気が不良に起因して中毒したものと推定された。清気扇により不完全燃焼を起したものと推定された。当該屋外設置式湯沸器が設置された場所が確保されていなかった。その後、消費者開放）が確認されたが、その後、屋内に設置された壁が設置された状況となっていた。また、定期消費設備調査が実施され、見つかったことから販売事業者（保安機関）は、このような状況を把握していなかった。	換気不良 (屋外設置式湯沸器屋内設置) ＜法違反＞ 法第27条違反 (定期消費設備未実施)	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	(行政指導) 販売事業者に対し、保安点検長期未実施箇所について3月末終了を、めどに点検を実施し、作業の進捗状況を毎月末に報告するよう指示した。
長野県 下伊那郡 17.12.31	CO中毒 軽症者 1 (女性58)	飲食店 鉄骨造2階 鉄建	11:20	一般消費者 等	そば茹で器で調理を行っていたところ、CO中毒と見られる頭痛のため病院へ搬送されたもの。そば茹で器の排気口にステンレスホー ル(おけ)を置いて塞いだため、バーナーが不完全燃焼を起したと推定された。	排気不良	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	

3. 埋設管事故の概要

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
神奈川県 川崎市 17.1.11	漏えい	共同住宅 木造2階建	21:40	販売事業者	周囲がガス臭いと消防へ通報が入り、販売事業者へ通報された。販売事業者は現場到着後、容器バルブを閉止し、自記圧力計で供給管の気密試験を実施した。気密試験の結果、埋設部からの漏えいと判明したため、掘り出し調査を行ったところ継手部が折損してそこからガスが漏えいしていた。埋設管の埋設深さは5cm程度でその下側に木の根があり、そのために沿うように管が設置されていた。そのため木の根の成長に伴い埋設管を押し上げ、継手部に応力が加わり折損に至ったものと推定された。	供給管（埋設管） の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
福岡県 朝倉郡 17.2.14	爆発 軽傷者 2 (男性36, 20)	旅館 鉄筋コンクリート造3階建	17:15	販売事業者	厨房で調理作業中、厨房地下倉庫への下り階段部分を火が伝わり、その直後に爆発した。配管埋設部でガス漏れがあり、漏えいしたガスが地下倉庫に滞留、何らかの着火源（コンク火爆発したものと推定されていた配管が沈下により亀裂が入り、そこからガスが漏えいしていた。事故以前に何度かガス臭がすると調査依頼があったが、販売事業者が緊急時対応を確実に行わなかったことにより確認できなかつた可能性が高い。	配管（埋設管） の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して管理対象消費費の一部を保安業務の改善に交付するとともに保安業務の適切な遂行・帳簿の記載不備・保安教育の意書を交付した。
岩手県 滝沢村 17.3.6	漏えい	団地敷地内 空き地	18:45	雪害	団地の住人が除雪機を使って除雪中に、雪と地面の境目がわからずに誤って土中の埋設供給管（PE管）を損傷したためガスが漏洩した。	供給管（埋設管） の損傷	なし（空き地）	
北海道 札幌市 17.3.22	漏えい	共同住宅 (雑居ビル)	3:48	設施工事 業者	当該ビルに入店している飲食店の店主がガス臭を感じ、消防へ通報した。連絡を受けた販売事業者が設置されている供給管分岐継手部からガスが漏えいしているのを確認した。供給管分岐接続部の施工不完全により漏えいしたものであった。	供給管（隠蔽部） の施工不完全	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	・販売事業者に対し、漏えい検査等を実施し安全を確認後に供給を再開するよう指示した。 ・北海道LPガス協会にに対し、事故事例の周知により再発防止について要請した。

発生年月日	現象被害状況	建物用途構造	発生時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
兵庫県 明石市 17.3.26	酸欠 重症者 1 (12日後に 死亡) (男性57)	一般住宅 (集団供給 新築工事現 場) 木造2階建	10:00	設備工事 業者	26戸の集団供給を行っている分譲地で新築物件への供給のため、既設本管より支管の接続工事を進めていた。既設本管は、本管の元で埋設されており、設備工事は、本管の掘削した穴に頭を突っ込む状態で行っていた。その際に本管よりLPGガスが吹き出し、設備工業者がガスを吸い込み酸欠となった。	供給管(埋設管)の工事ミス	なし(新築工事現場)	(行政指導等) ・配管工事を依頼した販売事業者に対して、類似事故の再発防止を文書で指示した。 ・兵庫県プロパンガス協会に対して、傘下会員の再発防止の徹底をはかるよう指示した。
京都府 京田辺市 17.5.10	漏えい	一般住宅 (集団供給)	10:40	販売事業者 他工事業者	工事業者が宅地整備工事中に重機により深さ2mの位置にある埋設管を損傷させたため、LPGガスが漏えいした。損傷部分に土を埋めるなどしたが、約10分間ガスが漏えいした。位置を講じたが、工事中には、販売事業者が立ち会っていないが、配管図面を所持せず埋設の位置を十分確認していた	供給管(埋設管)の損傷	なし(集団供給)	(行政指導等) 販売事業者へ口頭で指導した。
埼玉県 吉川市 17.7.13	漏えい火災 重症者 1 (男性22)	一般住宅 木造2階建	11:50	都市ガスの 工事業者	作業者が都市ガスの引き込み配管工事を行うため、消費者的な住宅敷地内のコンクリート路面を掘削し、作業を行う準備として、路面に水を流し、コンクリートカッターにより深さ約3cmで切断ラインを入れたときに、誤ってLPGガス埋設管を切断してガス漏えいを発生させた。しかし、そのことによりガス漏えいをつかずにそのまま、はつり作業を開始したため、はつり作業で発生した火花から漏えいしたガスに引火し、「ボム」という音とともに火災が発生した。	供給管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対して、口頭で次の事項を指導した。 ・既存の埋設管を調査し、深さ30cm未満の施設については改善を計画すること。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
新潟県 南蒲原郡 17.8.12	漏えい	その他 (畑)	20:30	農作業者	集団供給先の複数の消費者からガス切れの苦情があった。調査の結果7月15日、8月5日に設置した容器が全て空になっており、埋設管からガス漏えいしていることがわかった。8月23日に調査を行ったところ、住宅が建設されていない区画(畑地となつている)で、ポリエチレン管が損傷(長さ約1cm、最大幅約2mm)しているのが発見された。と推定された(損傷時期は不明)。また、ガスの引き込み位置の表示杭はあったが、宅内工事用の予備管が杭位置よりも約1m程度宅地内に延びていた。	農作業による供給管(埋設管)の損傷 ＜法違反＞ ・法第27条第1項違反(供給管埋設管点検実施) ・法第27条第1項及び第2項違反(点検調査未実施) ・高保法第36条(事故届遅れ)	なし(畑)	(行政指導等) 販売事業者に対し、文書で緊急に点検調査等を実施したうえで、次の事項について報告を指示した。 ・違反状態が今後の再発防止策 ・点検、調査の実施状況及びその結果
滋賀県 彦根市 17.9.5	爆発 軽傷者2 (男性34, 24)	一般住宅 木造2階建	11:25	都市ガスの 工事業者	都市ガスへの転換工事中にパージして空配管となってサンダーの配管(LPGガス)と思い込み、誤ってサンダーで切断したため、配管からガスが吹き出し、サンダーの火花から引火して爆発した。	配管(埋設管)の切断	なし(都市ガスへ切り替え工事中)	(行政指導等) 販売事業者に対し、都市ガスへの転換工事がある場合は、配管図面等により都市ガス業者等へ十分な周知を行うことと指導した。 (都市ガス事業者に対して、前供給業者から配管などの位置を十分に確認してマニユアの立会いのもと、責任者の口頭で指導した。)
静岡県 静岡市 17.10.3	漏えい	一般住宅 木造	14:10	販売事業者	付近の住人からガス臭がすると消防署に通報があり、消防員が現場に出動し容器バルブを閉止した。その後、連絡を受けた販売事業者が現場に到着し、容器バルブの閉止を確認した。その後、供給管の地上と地下の境目付近で腐食していた。	供給管(埋設管)の腐食	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
奈良県 奈良市 17.11.17	漏えい	道路下 (集団供給 供給設備)	11:17	都市ガスの 工事業者	都市ガス会社及び都市ガス工事事業者が埋設管の存在を確認していたが、位置を確認しないまま工事を行ったため、機械掘削したときに埋設管(供給管)を損傷したものの、9月2日に都市ガス会社から販売事業者へ「地下埋設物事前調査協議書兼施工通知書」が送付され、その後、補償に係る話がでたため、協議が不調に終わっていた。しかし、事故当日に販売事業者へ連絡せずに工事を行っていた。	供給管(埋設管)の損傷	なし (集団供給の埋設管に係る事故)	(行政指導等) 販売事業者に対し、協議依頼に真摯に応じ、協同指導した。 (都市ガス事業者に対して、協議書趣向後のフォローを万全を期すように指導した。)
宮城県 牡鹿郡 17.11.21	漏えい	その他 (水産物流 センター)	9:00	設備工事業者	ガス臭がすると施設管理者から連絡があり、販売事業者が調査したところ、埋設管(配管)からガスが漏えいし、施設地下に設置してある建物管理用の地下ピットに滞留していた。その後、施設を全館閉鎖し、消防署の協力を得てガスの排出作業を実施した。したが、埋設部の仕様はプラスチック被覆鋼管であり、立上り配管も同じ管であったため埋設部及び貫通部は全てプラスチック被覆鋼管だと認識していたが、地下ピット内では継手を接続部でパッキンでの処理をしていたが溜まってPLP継手(エルボー)内部には水が溜まっておおり、腐食しやすい状態となっていた。そのため、PLP継手と白管の接続部が激しく腐食していた。	配管(埋設管)の腐食	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 施設管理者に対し、埋設管を廃止し、露出設置するよう口頭で指導した。

5. L P ガス事故の概要（全事故）

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
長崎県 長崎市 17.1.13	漏えい	飲食店 鉄骨造	17:00	一般消費者等	当該飲食店のあるビルの管理人がガス漏れ警報器の鳴動して気づき、警察へ通報した。警察から連絡を受けた販売業者の劣化により、フライヤー本体からガス漏れが発生していた。警報器とガスメーターは連動させていたが、年末に連動線不良のため誤遮断が発生していたことから連動線を外していた。	フライヤーの劣化	・ガス漏れ警報器あり（鳴動あり） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して適正な販売方法及び適正な保安業務の実施について、もとに関係保安団体を通じ関係事業者への周知、講習会等での注意喚起を実施
愛媛県 松山市 17.1.10	爆発 軽傷者 ¹ （女性33）	飲食店 木造平屋建	9:30	一般消費者等	開店準備のため店主がうどん釜のパイロットメーバーナーが点火しているか確認しないまま、お湯が沸いていないのに気が付き、あわてて点火ライターで点火しようとしたところ、器具内及び周辺に漏えいしていたガスに引火、爆発した。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（検知できないガス量） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・事故の県への通報が遅れたことについて事故発生後速やかに通報する体制を敷くよう指導した。
神奈川県 川崎市 17.1.11	漏えい	共同住宅 木造2階建	21:40	販売事業者	周囲がガス臭いと消防へ通報が入り、販売事業者へ通報された。販売事業者は現場到着の容器バルブを閉止した。目記圧力計で供給管の気密試験を実施した。掘り出し調査を行ったところ継手部が折損してそこからガスが漏えいしていた。埋設管の埋設深さは50cm程度でその下側に木の根があり、その根に沿うように管が設置されていた。そのため木の根の成長に伴い埋設管を押し上げ、継手部に応力が加わり折損に至ったものと推定された。	供給管（埋設管）の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
鹿児島県 鹿児島市 17.1.12	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	7:10	充てん事業者	共同住宅住人からガス臭がすると販売事業者へ通報があったため、現場に急行して確認したところ、液取り出し弁から少量のガスが漏えいしていた。充てん作業のため充てん口キヤップを外した際、充てん口の真下にある液取出し弁に当たり、液取出し弁が緩んだものと推定された。	液取出し弁の緩み 地上設置たて置式バルク貯槽990kg×1基	（バルク貯槽における事故）	（行政指導等） ・販売事業者に対して事故原因と対応策を県に報告するよう指示した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 歌志内市 17.1.21	漏えい	共同住宅 木造2階建	10:00	雪害	当該共同住宅の入居者から「屋根から落雪があり見に行ったらと閉めた」と販売事業者へ連絡が入ったため現場に急行したところ、ガスメーターの継手部に亀裂が入っているのを確認した。	ガスメーター継手部の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知区域外） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者に対してガスメーター等を落雪の恐れのない箇所へ移動すること、周知を徹底すること等を指導した。
兵庫県 姫路市 17.1.23	漏えい火災	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	23:10	販売事業者	地下埋設型バルク貯槽プロテクター内の調整器内に侵入した雨水が凍結し、供給圧力が異常上昇した。供給圧力が異常高圧となったため、燃焼器具が点火不良を起こし、共同住宅26戸のうち11戸で、ビルトインコンロの点火操作を繰り返しているうちにガス滞留して、引火し、一瞬燃え上がったと推定された。マビルトインコンロ、レンジフード、フロアマットは燃えたが火はすぐに消された。	調整器の凍結 地下埋設横置きバルク貯槽 980kg×1基	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して事故原因の究明及び再発防止対策を行うよう指示した。
神奈川県 横浜 17.1.24	爆発 軽傷者1 （男性18）	飲食店 鉄骨造2階建	10:40	一般消費者等	アルバイト店員がフレキガス栓を開けたところ、当該ガス栓に接続されていた継手金具付低圧ホースからガスが放出された。20分後、別のアルバイト店員が近くに設置されていた麺ゆで麺の点火操作を行ったところ、滞留していたガスに引火、爆発した。当該低圧ホースには、飲食店において元々当該低圧ホースに当該業務用コンロが接続されたため消費者が取り外してこなかった。そのため、低圧ホースがゆで麺の下に放置され、あたる状態であった。	器具未接続	・ガス漏れ警報器あり（消費者により取り外されていた） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して事故届けの提出を指示した。
長崎県 諫早市 17.1.29	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	13:00	販売事業者	ガス臭がすると消防へ通報があり、消防から連絡を受けた販売事業者が現場へ行き、確認すると、調整器フランジ部ボルトの締めが不十分であったため、ガスが漏れていた。なお、1月25日に調整器を交換後に実施した漏えい試験では、漏れは確認されていなかった。	調整器の接続不良 ＜法違反＞ 法第16条 法第16条の2	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） 販売事業者に対し、適切な点検等で指導するとともに関係事業者への周知、講習会等での注意喚起を実施。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.2.6	爆発 軽傷者 ¹ (男性80)	一般住宅 (店舗併用) 木造2階建	8:46	一般消費者等	2階の居間でこんろに接続していたゴム管を外して、暖を取るためストーブに接続して、ストーブを点火したところ、爆発したものの事故後、販売事業者がゴム管、調整器及びストーブの漏えい試験を実施した結果、異常がなかったことからストーブとゴム管の接続部からの漏えいと推定された。 (質量販売 8kg×1本)	ゴム管の接続不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売事業者に対して再発防止の徹底を図るよう指導した。 ・北海道LP協会の周知によって事故防止を要請した。
福井県 小浜市 17.2.9	漏えい火災	物置小屋 木造平屋建	9:10	一般消費者等 販売事業者	消費者が住宅に隣接の物置小屋軒下で調理をするため、所有していた8kg容器に調整器を自ら接続してこんろに点火したところ、漏えいしていたガスに引火、爆発した。調整器と容器バルブが接続不良であったためガスが漏えいしていた。 (質量販売 8kg×1本)	調整器の接続不良 ・法第27条違反(保安業務未実施)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売事業者に対して質量販売の適切な実施を指導した。
高知県 南国市 17.2.9	漏えい	飲食店 (閉店中) 鉄骨造平屋建	10:30	不明	休業中の飲食店に設置してあったバルク貯槽を移設するため販売店4名と協力会社2名がガス抜き作業を行っていた。また、当該バルク貯槽は移転先に比べて物件までの距離が十分あったため、併行して安全弁交換作業を行っていた。メーカーの安全弁交換要領書に従って作業を行っていたが、安全弁が漏えている過程で突然安全弁が外れ、ガスが漏えいした。直ちに関係機関に連絡し、協力を求め、ガスを止める措置を行った。ガスは事故発生から20～25分間漏れたが回収する作業を行い18分以内の漏れと推定された。ガスを止めた後、バルク貯槽内部のガス回収する作業を行い18時43分に完了した。	(漏えい原因) 元弁の損傷による漏えい (元弁損傷原因) エルボの形状が不適切であったため元弁を設置したときに元弁が接触して元弁ガイド部に亀裂が生じたもの 地上設置たて置式バルク貯槽 980kg×1基	(バルク貯槽における事故)	
福岡県 朝倉郡 17.2.14	爆発 軽傷者 ² (男性36, 20)	旅館 鉄筋コンクリート造3階建	17:15	販売事業者	厨房で調理作業中、厨房地下倉庫への下り階段部分を火が伝わり、その直後に爆発した。配管理設部でガス漏れがあり、漏えいしたガスが地下倉庫に滞留し、何らかの着火源から引き火爆発したものと推定された。配管が沈下により亀裂が入り、そこからガス臭がすると調査依頼があったが、販売事業者が緊急時対応を確実に行わなかったことにより確認できなかった可能性が高い。	配管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンS8あり	(行政指導等) ・販売事業者に対して管理対象消費者に対する保安業務の改善と法令書を交付するのと同時に保安業務の記載不備・保安教育の充実について意書を交付した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.2.15	漏えい火災	旅館 鉄骨造	19:35	雪害	ガスヒーターエアコンの室外ユニットにガスを供給している配管の接続部からガスが漏えいし、同ユニットのバーナーの火から引火したものの、屋根からの落雪の衝撃または積雪の荷重により接続部のネジ部に亀裂が生じて、そこからガスが漏えいしていた。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンS8あり	（行政指導等） ・販売事業者に対しては、配管部分に積雪等の荷重に耐えられ、安全を確保した後供給をした。 ・交換の保安機関があることから、協会による指示を要請した。 ・北海道LPガス協会に対してLPガス事故防止の徹底を要請した。
新潟県 十日町市 17.2.15	漏えい	シヨッピン グセセンター 鉄骨造2階 建	15:30	雪害	ガス臭がすると通報があり、調査したところ屋上にあるGHP室外機への配管の継手部が積雪の荷重により亀裂が生じ、そこからガスが漏えいしていた。屋上は融雪用散水装置が稼働しているが配管周辺は融雪されずに配管上に積雪していた。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズなし ・マイコンなし	（行政指導等） ・県内の販売事業者、保安機関に対して、豪雪による事故防止について通知した。 ・報道機関に対して雪害防止の呼びかけを行うよう依頼した。
北海道 札幌市 17.2.17	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:41	販売事業者	容器バルブと高圧ホースの接続部からガスが漏えいしたものの、容器交換時に高圧ホース接続部ネジを十分に締めていなかったことが推定された。	高圧ホースの接続不良	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者及び保安機関に保安の確保を徹底するよう指示した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.2.17	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:18	雪害	落雪による氷塊が調整器を直撃して、出口接続部が損傷し、そこからガスが漏えいした。	調整器接続部（出口側）の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して安全検査を実施し漏えいを確認後に供給を再開すること、落雪の影響のない場所へ移設することを及び他の消費者を含め雪害防止について周知徹底するよう指示した。 ・北海道LPGガス協会に對して落水雪等によるLPGガス事故防止の徹底を要請した
北海道 札幌市 17.2.18	CO中毒 軽症者 ³ (女性52.37, 男性38)	飲食店 木造2階建	12:24	一般消費者等	そばゆで釜で調理をしていたところ従業員1人の具合が悪くなり、救急車で病院に搬送された。救急隊到着後、さらには2人も気分が悪いと訴えたため、救急車で病院に搬送された。診断の結果、CO中毒（COHb濃度30%）と診断された。排気筒トップに燃焼効率が高まると思い金属製の板（菓子箱の蓋）を斜めに立てかけて使用中に何らかの振動によりこの金属板が排気筒を完全に塞いだため排気不良から不完全燃焼となった。	排気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して燃焼器具等の安全を確認後に使用した。 ・北海道LPGガス協会に對して事故事例の周知による事故防止を要請した。
北海道 網走市 17.2.22	爆発	旅館 鉄筋コンクリート造6階建	15:00	一般消費者等	厨房の従業員が室内に1名を残して休憩室に入ったところ5分後に爆発音が聞こえた。休憩室内にいた従業員が爆発音のあった方向へ駆けつけたところ、壁付け中華コンロが爆風により手前に約50cmせり出し、隣のフライヤーが横倒しになっていった。休んでいたが、転倒したフライヤーだけにサーモスタッドにより自動に点火／消火されためこれが着火源と推定された。こまを直前に使用した従業員による器具栓の不完全閉止によるものと推定された。	器具栓の不完全閉止によるものと推定	・ガス漏れ警報器あり（設置距離4m以上） ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	（行政指導等） ・販売事業者に対してガス漏れ警報器の設置場所を見直すこと及び飲食店、ホテル等の周知方法を検討することを目指すこととを指導した。 ・北海道LPGガス協会に對して事故事例の周知による事故防止を要請した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.2.22	漏えい	一般住宅 木造2階建	16:33	販売事業者	付近住民からガス臭がすると消防に通報があり調査したところ容器バルブと高圧ホースの接続部からガスが漏えいしていた。容器交換時に高圧ホースに多少のねじれがあったにも関わらず、そのまま高圧ホース接続部のネジを十分に締めていなかったため、ねじれにより緩み、ガス漏れが発生したものと推定された。	高圧ホースの接続不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(行政指導等) ・配送事業者に保安の確保を徹底し、再発防止を図るよう指示した。
秋田県 横手市 17.2.24	爆発	一般住宅 木造2階建	17:30	雪害	屋根の雪が自然落下し、容器より約50cm上の高さまで積もってしまった状態で、継手金具付低圧ホースが雪の重みにより下に引っ張られるような形となっていた。そこから屋根より氷が落下したため、継手金具付低圧ホースが損傷し、そこから漏えいしたガスの着火により引火し爆発したものと推定された。	継手金具付低圧ホースの損傷	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して事故再発防止措置を要請した。 ・秋田県エルピール協会に対し雪害・氷害に対する事故防止の徹底について要請した。
北海道 札幌市 17.2.25	漏えい	飲食店 木造平屋建	14:40	雪害	近隣の住人がガス臭を感じたため、販売事業者へ通報、販売事業者が現場に駆けつけた。販売事業者は、建物内のガス漏れ警報器が鳴動していたため消防へ通報すると共に調査したところ、屋根からの落雪により自動切替調整器の出口側継手部が破損して、ガスが漏えいしているのを確認した。	調整器継手部の損傷	・ガス漏れ警報器あり(鳴動していた) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して供給設備の設置位置を考慮する等雪害事故防止の徹底について指導した。 ・北海道LPガス協会に対し落氷雪等によるLPガス事故防止の徹底を要請した
北海道 札幌市 17.2.26	漏えい	共同住宅 木造2階建	14:57	販売事業者	容器バルブと高圧ホースの接続部からガスが漏えいしたもの。容器交換時に高圧ホース接続部ネジを十分に締めていなかったことが及び交換後の点検が不十分であったことが推定された。	高圧ホースの接続不良	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・配送事業者に保安の確保を徹底及び再発防止を図るよう指示した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
埼玉県 八潮市 17.2.26	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造7 階建	22:20	販売事業者	22時20分頃に共同住宅の住人が容器収納庫内でガスが漏れていると消防及び販売事業者へ通報した。販売事業者が22時45分頃に現場に駆けつけたが、緊急時対応担当者は容器収納庫の鍵を持っていないため、一旦販売店に戻り、23時10分頃再度現場に到着した。の容器収納庫を開けるとシェーヴンがいた。で当該容器の容器バルブと高圧ホースの接点検したところ容器バルブと高圧ホースの接続部が緩んでいるのを発見した。容器交換時に高圧ホース接続部ネジを十分に締めていなかったものと推定された。	高圧ホースの接続不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して事故発生時は、速やかに事故通報するよう口頭で指導した。
宮城県 仙台市 17.3.3	爆発	共同住宅 鉄骨造2階 建	10:20	一般消費者等	消費者が10日ぐらいい留守にしていたが、ふろがまの水抜きをしようとしたため、シャワー及び給湯管が凍結していた。それを知らずに何回か知らず繰り返し点火を試みたため、その間に漏えいしたガスに引火し、バーナー付近を焼損した。	燃焼器具の凍結による着火ミス及び点火ミス	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・再発防止対策の指導を行った。 ・保安講習会等で事故例をあげ、注意喚起している。
北海道 札幌市 17.3.4	漏えい	一般住宅 木造2階建	6:30	雪害	3日23時頃にガス臭を感じたため、窓を開けて換気等をしていいたが、翌日になってもガス臭が消えなかつたため6時30分頃、消防に通報した。消防及び販売事業者で調査をしたところガスメーター入口側継手部分からガスが漏れ、床下にガスが滞留していたため、送排風機によりガスの排出を行い安全を確認した。2月27日に消費者が1階屋根の雪下ろしをしており、供給設備の上に約2mほどの雪が堆積したため、状態であったため、その荷重によりガスメーター入口側継手部分に亀裂が生じたものと推定された。	供給管とガスメーター入口側継手部の損傷	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・消費者へ供給設備への安全を配慮した雪下ろしを行うよう指導した。 ・販売事業者に対して同種事故の再発防止を徹底するよう指導した。 ・北海道エルピーガス協会に対し、雪下ろし等による事故防止の徹底について要請した。
北海道 士別市 17.3.4	漏えい	ガクボックス 鉄骨造2階 建	21:00	雪害	屋根からの落雪により配管継手部(ソケット)の一部損傷し、ガスが漏洩したものの。換気扇の給気ダクトから入ったと思われるガス臭に店員が気がついたので、消防へ連絡した。消防から連絡を受けた販売業者が現場に急行して安全確認と復旧作業を行った。	配管継手部の損傷	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して雪害等の事故の未然防止に努めるよう指導した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.3.6	漏えい	共同住宅 木造2階建	19:14	雪害	雪の荷重により、調整器下部供給管の継手部に亀裂が生じ、ガスが漏洩した。供給設備を設置している場所が道路側に面していることから除雪等により供給設備の全面及び上部に約2mの高さに雪が堆積して、雪の荷重により供給管の支持具が損傷し、供給管継手部に亀裂が生じた。	供給管継手部の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・配送事業者の確保を徹底するよう要請し、再発防止を図るよう指示した。 ・北海道LPGガス協会に対し、雪害による事故防止の徹底を強力に推進するよう要請した。
岩手県 滝沢村 17.3.6	漏えい	団地敷地内 空き地	18:45	雪害	団地の住人が除雪機を使って除雪中に、雪と地面の境目がわからずに誤って土中の埋設供給管（PE管）を損傷したためガスが漏洩した。	供給管（埋設管）の損傷	なし（空き地）	
秋田県 横手市 17.3.15	漏えい	農業出荷施設 鉄筋コンクリート造	18:00	雪害	ガス臭がすると職員より連絡を受け、緊急時対応の保安機関が出勤して確認したところ、ガスの漏れが確認された。調整器が損傷して、ガスが漏洩している。貯蔵設備は直接屋根からの降雪に当たらない場所であったが、大雪後の降雨により貯蔵設備の方へ流れ上り、上部の調整器締め付け部が損傷していた。	調整器損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して事故再発防止措置を要請した。 ・秋田県エルピガス協会に対し雪害・氷害に対する事故防止の徹底について要請した。
北海道 札幌市 17.3.16	漏えい	共同住宅 木造2階建	18:10	雪害	屋根からの降雪及び排雪による雪の荷重によりヘッダーの継手部分に亀裂が生じ、ガスが漏洩した。通行中の住人がガスを感じて消防へ通報した。販売事業者により調整器、ヘッダーが交換され安全を確認後、ガスの供給を再開した。	ヘッダーの損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	（行政指導等） ・販売事業者の確保を徹底するよう要請し、再発防止を図るよう指示した。 ・北海道LPGガス協会に対し、雪害による事故防止の徹底を強力に推進するよう要請した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.3.16	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:00	雪害	2月27日に一般消費者に依頼された排雪業者が屋根の雪下ろしをしており、供給設備の上 に約 1.5mlほど雪が堆積した状態であったた め、雪の荷重により調整器接続部に亀裂が生 じ、ガスが漏洩した。	調整器接続部の 損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知でき ない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	（行政指導等） ・一般消費者に対して業者を除雪を依頼する際は、供給設備の設置位置を明確に知らせ、適切に排雪するよう指導した。 ・排雪業者に排雪の際供給設備等の前及 び上部に雪を下ろさ ないよう指導した。事 故の排雪業者について指示した。
北海道 札幌市 17.3.19	漏えい	地下鉄駅舎 鉄筋コンク リート造2 階建	22:19	雪害	駅職員がガス臭を感じ、容器バルブを閉止し て消防へ通報した。消防、警察、保安機関が 出動して現場を調査したところ、供給管に屋 根からの降雪及び傾斜地からの雪の堆積があ り、その荷重で供給管継手部に亀裂が生じ、 ガスが漏洩したものの。	供給管継手部の 損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知でき ない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・販売業者に対して、場所への移設について指示した。 ・販売業者に対して、雪 害防止の措置を含め周知 徹底するよう指示した。 ・北海道 P ガス協会 に対し、雪害による 事故防止の徹底を強 力に推進するよう要 請した。
北海道 札幌市 17.3.21	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:18	雪害	屋根からの降雪により氷塊が調整器に当たり 継手部が折損したもの。連絡を受けた販売事 業者が供給管の修理及び調整器の交換をし、 その後、気密試験を実施したが異常がないた め供給を再開した。	調整器 の継手部の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知でき ない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	販売業者に保安の 確保を徹底するよう 要請し、再発防止を 図るよう指示した。会 員北海道 P ガス協 会に対し、雪害によ る事故防止の徹底を 強力に推進するよう 要請した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 札幌市 17.3.22	漏えい	共同住宅 (雑居ビル)	3:48	設備工事業者	当該ビルに入店している飲食店の店主がガス臭を感じ、消防へ通報した。連絡を受けた販売事業者が設置されている供給管分岐継手部からガスが漏えいしているのを確認し、供給管分岐接続部の施工不完全により漏えいしたものであった。	施工不完全	・ガス漏れ警報器あり(検知できないうち位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSSあり	・販売事業者に対し、施し安全を確認後に供給を再開するよう指示した。 ・北海道LPGガス協会に対し、事故事例の周知により再発防止について要請した。
青森県 青森市 17.3.23	爆発 重傷者1 (女性61)	飲食店 木造2階建	17:40	一般消費者等	店主が17時頃から開店準備を始めたところ、17時40分頃、足元から爆発が発生した。器具調査したところ、未使用の二重コンロ口の器具栓が完全に閉止されなかったことから、滞留していたため、床下の配水管等の空間に、二重コンロの火から引火したものと推定された。ガス漏れ警報器は設置されていたが、コンセントから抜かれていた。	器具栓の不完全 閉止	・ガス漏れ警報器あり(電源切) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSSあり	
新潟県 村上市 17.3.26	CO中毒 死者1 (女性51) <B級>	一般住宅 木造2階建	9:15	販売事業者	シャワーを使用中に倒れ、家族が発見して病院に搬送したが、CO中毒により4日後に死亡した。屋外用湯沸器(20号)が浴室に隣接した物置内に設置されており、湯沸器が黒煙を発生するほど不完全燃焼を起したため、多量のCOが浴室ガラー等から浴室内に侵入した。屋外湯沸器の設置場所、居住部分の外側で壁面に隙間等があるのを指摘していたが、側面認識し、調査時等に改善を指摘していなかった。しかし、屋内外と判断され、今度、その都度、機器メーカ一、販売事業者等の点検修理を受けたい。警察の現場検証で、一酸化炭素濃度は、給湯器排気口で1%、浴室内で0.3%に達した。なお、警察の給湯器の鑑定結果では、特に故障は認められず、不完全燃焼を起したのは設置条件によるものと推定された。	・湯沸器の給排気措置不良 ・消費設備調査不良 ・緊急時対応不備 <法違反> 法27条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 法31条第1項 法81条第1項	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSSあり	(行政指導等) ・新潟県LPGガス協会に対し、事故再発防止のため緊急点検を行う事を周知した。 ・「一酸化炭素中毒事故の未然防止について(依頼)」で依頼した。 ・販売業者に警告書を交付し改善を指示した。 ・協会の総会、役員等の総会、協会誌発行等の機会を捉え、周知徹底を図った。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
兵庫県 明石市 17.3.26	酸欠 重症者 1 (12日後に 死亡) (男性57)	一般住宅 (集団供給 新築工事現 場) 木造2階建	10:00	設備工事業者	26戸の集団供給を行っている分譲地で新築物件への供給のため、既設本管より支管の接続工事を進めており、設備工事業者は、本管の元バルブを閉止しない状態で支管を接続しようとした。現場は埋設管となっており、掘削した穴に頭を突っ込む状態で作業を行っていた。その際に本管よりLPガスが吹き出し設備工事業者がLPガスを吸い込み酸欠となった。	埋設管工事ミス	なし(新築工事現場)	(行政指導等) ・配管工事を依頼した販売業者に對して、類似事故の再発防止を文書で指示した。 ・兵庫県プロパンガス協会に對して、類似事故の再発防止の徹底をはかるよう指示した。
東京都 足立区 17.3.29	爆発・火災	一般住宅 木造2階建	8:20	不明	消費者が炊事のためコンロと開放式湯沸器(5号)に点火し、その数分後に足元にあった石油ファンヒーターに点火したところ、何らかの原因で漏えいしていたガスに引火、爆発したもの。事故後の漏えい試験等では湯沸器系統配管、ヒューズガス栓、コンロからは異常が発見され確認できず、また、ゴム管は半年前に交換したということだが、この付近から漏えいの可能性もあるが詳細は不明である。	不明	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
群馬県 前橋市 17.4.21	漏えい	共同住宅 (集団供給) 木造平屋建	8:19	不明	大家から消防署へガス漏れの通報があったところ、消防と販売事業者が現場で調査したところ、調整器の下部ユニオン部のネジ部が緩んでおり、そこからガスが漏えいしていた。近隣の道路を大型車両が多数通過するため、その振動によりネジ部が緩んだものと推定されるが詳細は不明である。	不明 (車両振動による緩みの可能性あり)	なし(集団供給)	(行政指導等) 次の事項を販売事業者へ口頭で指導した。 ・再度、同様の事故がないようすること ・漏えい事故であつても速やかに県へ報告すること。
青森県 上北郡 17.4.29	爆発 重症者 1 軽傷者 2 (女性58, 58 男性58)	飲食店 木造2階建	6:50	一般消費者等	通常は2時頃までの営業であったが、当日はお客が全て帰った後、引き続き、お祭りの出店営業の準備を店主と従業員で行っていた。二重コンロの器具が完全に閉まっていなかったため、ガスが漏れ、ガスが滞留し、着火した。長時間漏れたため、ガスが滞留し、着火し爆発となった。また、ガス漏れ警報器が作動していたが、作業を中断せずに継続したため、冷蔵庫のサーモスタットから引火したと思われる。	器具栓の不完全閉止	・ガス漏れ警報器あり(鳴動した) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) (社)青森県工ルピーガス協会へ事故防止の周知徹底を図るよう会員への周知依頼を文書で行った。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
岩手県 西磐井郡 17.5.3	爆発 軽傷者 1 (女性71)	事務所 木造平屋建	4:00	一般消費者等 販売事業者	0時頃まで団子の加工作業のため、ガスを使用し、家族に容器バルブの閉止を依頼して就寝したが、全開の方向にしてしまった。4時に作業を再開する際に容器が軽いことに気づき、容器を交換するたため、調整を外したところ、容器バルブが「開」となっていたためガスが噴出した。調整器を再度接続しようとした際に工具と容器がぶつかり発生した火花に引火して爆発したものと推定された。 (質量販売 10kg×3本)	容器バルブの不 完全閉止 ＜法違反＞ 法第16条第2項 違反(10kg容器 での質量販売)	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンなし	(行政指導等) 販売事業者へ 次の事項で指導した。 ・ガスの販売に当たっては、法令に則った販売を行うこと。 ・質量販売に当たっては消費者に対し、器具の操作方法・安全確認について十分な周知を行うこと。 ・消費者に対し、緊急時連絡先などを再度周知を図ること。
大阪府 柏原市 17.5.8	爆発	一般住宅 木造	5:10	一般消費者等 販売事業者	台所でこんろの上に魚焼き用のアミを乗せて魚を焼いていたところ、加熱しすぎたため自分の服に火がついてしまった。風呂場に行き服に水をかけて消していたところ、台所付近でガスが漏えいし、何らかの着火源から引火爆発した。なお、こんろに立消え防止装置はついていなかった。 (質量販売 20kg×2本)	不明 ＜法違反＞ 法第16条第2項 違反(20kg容器 での質量販売)	・ガス漏れ警報器 なし ・マイコンなし	(行政指導等) (社)大阪府エルピーガス協会へ液化石油ガスの販売事業に係る保安の徹底等を文書で依頼した
京都府 京田辺市 17.5.10	漏えい	一般住宅 (集団供給)	10:40	他工事業者	工事業者が宅地整備工事中に重機により深さ2mの位置にある埋設管を損傷させたためLPガスが漏えいした。損傷部分が生じ土に埋まるなどしたが、約10分間ガスが漏えいした。なお、工事中には、配管図面を所持せず埋設管の位置をいたが、配管図面を所持せず埋設管の位置を十分確認しないで行っていた	埋設管(供給管) の損傷	なし(集団供給)	(行政指導等) 販売事業者へ口頭で指導した。
千葉県 市原市 17.5.17	爆発 軽傷者 1 (男性68)	飲食店 鉄骨造2階 建	7:30	一般消費者等	事故前日、閉店時に消費者が老朽化した業務用こんろを交換するたため業務用こんろを取り外した。取り外したこんろは、ネジ接続用継手で新たに設置しようとしたが、ネジ接続用継手を外した状態で燃焼器はゴム管燃焼器を外した状態で燃焼器直近の中間ガス栓を閉めてさらに遮断弁を閉じて帰宅した。事故当日に別の従業員が出社して燃焼器が取り外されていることに気がつかず、遮断弁を開け、さらに中間ガス栓を開けたため、配管内のガスが漏えいし、引火したものの。	中間ガス栓の誤 開放 ＜法違反＞ 規則第18条第22 項違反 計量法違反 (マイコン未設置 メータ期限切れ)	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 なし(ネジ接続) ・ガス漏れ警報器 連動自動ガス遮 断装置あり	(行政指導等) 販売事業者へ同様の消 費者のガスメータの有 効期限、ガス漏れ警報 器の設置状況の確認に ついて口頭で指導した

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
大阪府 大阪市 17.5.21	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリート 造5階建	15:20	一般消費者等 販売事業者	通行人から当該飲食店からガス臭がすると警視に通報があったため、警察、消防及び都市ガス会社社員が出勤し、都市ガス会社社員が容器マニピュレーションの異常に気がつき、飲食店に急行して、販売事業者へ連絡したところ厨房の埋設管立ち上がり管と器具栓とのネジ接続部が腐食して、そこからガスが漏えいしているのを見つけた。当該飲食店には警報器が設置されていたが、コンセントが抜かれていた。	配管の腐食	・ガス漏れ警報器あり（電源切） ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	（行政指導等） （社）大阪府エルピーガス協会へ液化石油ガスの販売事業に係る保安の徹底等を文書で依頼した
北海道 札幌市 17.5.29	CO中毒 軽症者2 （女性34, 男性1）	共同住宅 鉄筋コンクリート 造3階建	22:23	販売事業者	入居者2名が21時頃に入浴後、頭痛及び手足のしびれを訴えたため、119番通報し、病院に搬送されCO中毒と診断された。湯沸器（F E式16号）の排気筒天井裏隠蔽部に鳥の巣（排気筒トップから約70cmの位置）を作っていたため、排気閉塞となり排気筒立ち上がり部（φ60）と水平管（φ105）との接続部から排気が漏えいし、脱衣所に流入したことが確認された。また、屋外排気筒トップのガラリが広がっており、そこから鳥が進入了と推定された。	鳥の巣による排気閉塞 ＜法違反＞ 法第27条第1項第4号（保安業務の実施）に抵触する可能性あり	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） 販売事業項に對し、以下の事項を指示した。 ・当該マンション全室の燃焼器等の一斉点検の実施 ・他の同様機器の緊急時対応の保安教育の実施及びマニュアルの作成 ・社内マニュアルの作成等の事故後の対応策についての報告 北海道エルピーガス協会に對して、事故事例の周知により再発防止について要請した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
北海道 北見市 17.6.7	爆発	飲食店 木造平屋建	10:51	一般消費者等	事故当日8時30分頃、ラーメン店の店主が仕込み中に厨房内のガス漏れ警報器が作動したため、原因を調べているパイロットバーナーの釜に接続されているパイプの亀裂がガスが漏れていた。店主は当該ホース先端部からガスが漏れていると判断し、バーナーを取り外してホース先端部を切断して再度バーナーに接続した。10時50分頃、店主が着替えのため店舗を離れた1～2分後、店内で爆発が起きたものの、ホースを再度接続したときの接続が不十分であったため当該部からガスが漏れ出し、燃焼状態にあったラーメン釜の火より着火して爆発した物と推定される。	ゴム管接続不良	・ガス漏れ警報器あり（鳴動） ・ヒューズガス栓なし（ネジ接続） ・ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置あり（遮断弁の配線が切断されていたため遮断しなかった）	（注意喚起） 北海道LPGガス協会主催の講習会及び販売事業者への立入検査を行った。
宮城県 宮崎市 17.6.21	爆発 軽傷者1 （男性56）	事務所 プレハブ平 屋建	12:40	一般消費者等	魚の切り身を乾燥させる装置（ボックスの下部より鍋物こんろを置いて加熱し、ボックスを内を温室にする装置）を自らの作製し、試運転を行っていた。事故当日の11時に当該装置を確認したところ、鍋物こんろに繋がっている末端ガス栓を閉止した。40分後、爆発したものの、確認時に火が消えており、また鍋物こんろには立消え安全装置がボックス内に漏えいしているのかもしれないと思われている。	立消え ＜法違反＞ 第27条違反（第1項第1号、第2号違反（定期点検調査未実施））	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンBあり	（行政指導等） 販売事業者に対し、定期供給設備調査を実施するよう、また、メーターを交換するよう文書で指導した。
愛知県 岡崎市 17.6.22	漏えい火災 軽傷者2 （男性33, 31）	飲食店 鉄骨造	15:06	一般消費者等	従業員2名が店長に麺茹で器の水漏れを修理するよう指示され、休憩時間に修理しようとしたが麺茹で器が壁に接して設置されており修理がやりにくかったため、麺茹で器を破損させ、そこから漏えいしたガスが隣で使用していた別の麺茹で器の種火から引火したものの。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり（漏えい直後に引火） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） 販売事業者に対し供給設備の総点検調査及び消費者への保安指導の徹底を指示した
滋賀県 大津市 17.6.23	爆発 軽傷者1 （女性18）	飲食店 鉄骨造平屋 建	18:23	一般消費者等	麺茹で器の種火の着火状態を確認しないままバーナーの器具栓を開いたため、その間にガスが漏えいした。その後、バーナーに点火されたいことにより、爆発したものの。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
宮城県 牡鹿郡 17.6.24	爆発 軽傷者 ¹ (女性78)	一般住宅 木造平屋建	17:42	販売事業者	末端ガス栓とふろろがまを接続していたゴム管がねずみに噛まれて損傷したため、そこからガスが漏えいの。何らかの着火源から引火し爆発したもの。 なお、ふろろがまと末端ガス栓がゴム管で接続されており、告示で定める基準に適合していなかった。	ゴム管の損傷 (ねずみ) ＜法違反＞ ・法第38条の2規則第44第1号ヲ違反（燃焼器接続方法違反） ・法第38条の8違反（設備工事基準違反） ・法第20条違反（業務主任者の職務義務違反）	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、事業所内の消費設備全て点検を行い不備があれば改善と報告を口頭で指導した。
神奈川県 大和市 17.6.29	爆発 軽傷者 ¹ (女性)	老人ホーム 鉄筋コンクリート 造平屋建	17:00	販売事業者	老人ホーム厨房で職員が繰り返し炊飯器の点火操作を行ったところ、突然爆発したものの。当該消費設備について、事故当日に保安機関により定期消費設備内のエア抜き及び炊飯器の点検を実施していたにもかかわらず、配管内のガスが高い圧力で放出されたもの。	配管のエア抜き 不十分	・ガス漏れ警報器あり（検知できない量） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) 保安機関に対し、口頭で指導した。 ・調査後のエア抜きの徹底 ・燃焼器マーカーの確認に加え、点検テストの励行
静岡県 藤枝市 17.7.4	CO中毒 軽症者 ² (男性67, 55)	飲食店 鉄骨造	12:00	一般消費者等	厨房で業務中に従業員2名がCO中毒のため倒れた。事故時は窓を閉めていたため換気不良で、せすに麺茹で器を使用していたため換気不良で不完全燃焼を起こしたと推定された。換気不良で換気口に多量のすすが付着したうえ、熱交換器入口も目詰まりしていることが確認された。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
神奈川県 横浜市 17.7.7	爆発	共同住宅 鉄筋コンクリート 造4階建	19:40	一般消費者等	消費者がふろろがまの点火操作を行ったが、なかなか点火しなかったため、点火操作を繰り返したところ、突然爆発し、ふろろがまの筐体に変形するとともにふろろがまの覗き窓が破損した。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
埼玉県 吉川市 17.7.13	漏えい火災 軽傷者 1 (男性22)	一般住宅 木造2階建	11:50	都市ガスの工 事業者	作業者が都市ガスの引き込み工事を行うため、消費者的住宅敷地内のコンクリート路面をはきながら作業を行う準備として、路面に水を流し約3cmで切断ラインを入れたときに、誤ってLPガス埋設管を切断してガス漏えいをさせてしまった。しかし、そのことに気がつかず、そのまま、埋設管付近で、はつり作業を開始したため、はつり作業で発生した火花から漏えいして滞留していたガスに引火し、「ボン」という音とともに火災が発生したものの、配送業者が容器交換を行っていたところ、4本のうち3本目を交換中に漏えいから引火し火災となつた。容器交換時に取ったためガスが漏えいした。なお、容器が屋内(周囲を囲まれた場所)で厨房に近い場所に設置されていた。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、口頭で次の事項を指導した。 ・既存の埋設管を調査し、深さ30cm未満の施設については改善を計画すること。
福岡県 福岡市 17.7.15	漏えい火災 軽傷者 1 (男性27)	飲食店 鉄筋コンクリート 造2層建	10:40	販売事業者	配送業者が容器交換を行っていたところ、4本のうち3本目を交換中に漏えいから引火し火災となつた。容器交換時に取ったためガスが漏えいした。なお、容器が屋内(周囲を囲まれた場所)で厨房に近い場所に設置されていた。	容器バルブの不 完全閉止(容器 交換作業ミス) ＜法第16条の2 第1項規則第 18第1項違反 (容器屋内設置 火気距離)	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、文書で供給設備の技術上の基準違反について警告を行うとともに、改善報告書の提出を指示した。
福岡県 福岡市 17.7.17	火災	一般住宅 木造2階建	21:45	器具メーカー	消費者宅でシャワーを使用していたところ、が テレビの映りが悪くなり、また、物干し竿が 落ちる音がしたため、消費者が調べたところ 住宅の外壁面に設置された屋外設置式湯 沸器(20号)の排気口から炎が出ているのを一 発見した。それによりバルブ等の屋根の 部とアンテナケナケナ等が焼損した。事故後 に調査したところ、器具(湯沸器)内に煤が 発生し、集熱フィン部が塞がれたことにより 異常燃焼したものと推定された。	湯沸器の加熱	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
静岡県 富士宮市 17.7.21	爆発	一般住宅 木造平屋建	21:50	器具メーカー	消費者がシャワーを使用するたため蛇口を開け たところ、お湯が出た。そのまゝ、水 を流し続けていたところ、突然、爆発音がし た。その後、連絡を受けた販売業者が現場 に急行した。翌日、調査したが、消費者宅に なかつた。翌日、調査したが、消費者宅に 設置されていた屋外設置式湯沸器(16号)が 回収し、調査を行ったため異常となり、ある一定 の水量が充填して、引火したと推定された。	湯沸器の故障	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
宮城県 栗原市 17.8.5	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:00	充てん所	消費者から「ガスが漏れているようなので至急来てほしい」と販売事業者へ通報があったため、現場に急行して確認したところ、容器の安全弁からガスが漏えいしていた。回収と調査を依頼。調査の結果、充てん所における容器の過充てんが原因であると判明した。	容器の過充てん ・高圧ガス保安法第48条第4項違反（容器過充てん）	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSSあり	（行政指導等） 販売事業者に対し、事故原因者に対する事故防止の要請を行うよう指導した。
新潟県 南蒲原郡 17.8.12	漏えい	その他 （畑）	20:30	農作業者	集団供給先の複数の消費者からガス切れの苦情があった。調査の結果7月15日、8月5日に設置した容器が全て空になっており、埋設管からガス漏えいしていることがわかった。8月23日に調査を行ったところ、住宅が建設されていない区画（畑地となっている）で、ポリエチレン管が損傷（長さ約1cm、最大幅約2mm）しているのが発見された。のと推定された（損傷時期は不明）。また、ガスの引き込み位置の表示杭はあったが、宅内工事用の予備管が杭位置よりも約1m程度宅内に延びていた。	農作業による埋設管損傷 ＜法違反＞ ・法第27条第1項違反（供給管埋設管点検実施） ・法第27条第1項及び第2項違反（点検調査未実施） ・高保法第36条（事故届遅れ）	なし（畑）	（行政指導等） 販売事業者に対し、文書で早急に点検調査等を実施したうえで、次の事項について報告を指示した。 ・違反状態が今後発生した経緯及び今後の再発防止策 ・点検、調査の実施状況及びその結果
福島県 郡山市 17.8.22	爆発 軽傷者1 （女性46）	共同住宅 鉄筋コンクリート造8階建	13:13	設備工事業者	消費者が冷蔵庫の扉の開閉を行った際、よろめいてコンビンエーションレンジに体を当ててしまった。このとき、こんろ部で「シュー」というガスが漏れる音がし、ガス臭も感じたため、急いでオーブン下部付近から火災が発生した。ビンエーションレンジ下部のオーブンと上部のこんろを接続する金属フレキシブルホースがこんろ側接続部で外れており、そこからガスが漏れ出していた。金属フレキシブルホース接続部は、抜けるのを防止するための金具（金属フレキシブルホース押さえ板）を取り付けられていたが、今回、その金具は取り付けられていないことがわかった。そのため、消費者がよろめいてコンビンエーションレンジに体を当ててしまった衝撃で金属フレキシブルホースが抜け	施工ミス	・ガス漏れ警報器あり（漏えい後すぐに着火） ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
京都府 宇治市 17.8.29	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階 建	8:00	販売事業者	共同住宅の住人が外に出たときにガス臭がしたため、消防署に通報すると共に販売事業者へ連絡をした。販売業者が直ちに駆けて供給管、ガス栓を閉止後、漏えい検査を実施したところ、ガスメーター周辺、消費設備のナット部より漏えいしているのを発見した。	ガスメーターの接続不良	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、事故再発防止について口頭で指導した
神奈川県 横浜 市 17.9.4	爆発 軽傷者 1 (男性16)	一般住宅 (借り上げ 社員寮) 木造平屋建	20:00	一般消費者等	消費者がふろがまの点火操作を行っていたがなかなか点火しなかったため、点火操作を7～8回繰り返し行っていたところ、突然ふろがまが爆発した。	ふろがまの点火ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
滋賀県 彦根市 17.9.5	爆発 軽傷者 2 (男性34、 24)	一般住宅 木造2階建	11:25	都市ガスの工 事業者	都市ガスへの転換工事中にパージして空配管となつた側の配管(LPガス)と思い込み、誤ってサンダーで切断したため、配管からガスが吹き出し、サンダーの火花から引火して爆発した。	配管の切断	なし(都市ガスへ切り替え工事中)	(行政指導等) 販売事業者に対し、都市ガスへの転換工事がある場合は、配管図面等により都市ガスと分るよう指導を施されようとして口頭で指導した。
鹿児島県 垂水市 17.9.23	漏えい火災	一般住宅	6:00	一般消費者等	消費者が二連バーナーを使用のため、販売事業者の承認を得ず、自動切替調整器に接続して使用していた20kg容器1本を取り外して、消費者所有の5kg単段調整器につないで使用していた。その際に消費者が自動切替調整器の切替部にふれたり切り替わりガスが漏れて二連バーナーの火から引火したものの。	消費者が自動切替調整器の切替部に触れたため	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
福岡県 福岡市 17.9.26	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート 造5階建	22:10	販売事業者	共同住宅の住人よりガス臭がすると消防署に通報があり、現場に出動して容器バルブを閉止した。消防から連絡を受けた販売事業者が到着し漏えい箇所を確認したところ高圧ホースの接続不良による漏えいを確認した。	高圧ホース接続不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
埼玉県 さいたま市 17.10.2	漏えい火災 軽傷者 1 (男性79)	一般住宅 木造2階建	19:45	一般消費者等	消費者が浴室内に設置しているＣＦ式ふろろが まが着火し、その間で点火操作を繰り返して引 火して燃え上がった。なお、当該ふろろがまは 設置後30年以上経過していた。	点火ミス	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンＳあり	(行政指導等) 販売事業者には速やかに 連絡することを口頭で 指導をした。
静岡県 静岡市 17.10.3	漏えい	一般住宅 木造	14:10	販売事業者	付近の住人からガス臭がすると消防署に通報 があり、消防署員が現場に出動し容器バルブ を閉止した。その後、連絡を受けた販売事業 者が現場に到着し、容器バルブの閉止を確認 した後、供給管の交換作業を行った。埋設管 立上り部の地上と地下の境目付近で腐食して いた。	供給管(埋設管) の腐食	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンＳあり	
沖縄県 石垣市 17.10.7	爆発	一般住宅	6:15	ねずみ	4時頃、2階の住人がガス漏れ警報器が鳴動 したため、台所の窓ガラスを開け換気を行い 1階に降りたが臭気がしたのでトイレの臭い だと思いトイレの窓を開けて換気を温めようと 6時15分頃、1階の住人が朝食を温めようと こんに点火、火したところ、漏えいしていたガ スに引火、爆発した。 事故後の調査で末端ガス栓とこんろを接続し ていたゴム管をネズミが齧ったため損傷し、 ガスが漏れ出していた。また、ガス漏れ警報 器のコンセントが外されており、ガスメー ターと連動している線も屋内では、ネズミによ り損傷していた。	ゴム管の損傷 (ねずみ)	・ガス漏れ警報器 あり(電源切) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンＳあり	
滋賀県 湖南市 17.10.13	漏えい火災	老人ホーム	9:00	一般消費者等	コンロでお湯を沸かそうと点火操作を行った が、着火しなかったため末端ガス栓(2口フ レキガス栓)付近をさわってしまいガスが漏れた。 使用側が半開となってしまう再度こんに点火した ところに、漏れていたガスに引火した。	末端ガス栓の誤 開放	・ガス漏れ警報器 あり(検知でき ない量) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンＳあり	
福井県 福井市 17.10.22	爆発 軽傷者 1 (女性37)	飲食店	9:05	一般消費者等	うどん屋の厨房でパート従業員が開店準備の ため、うどん釜のお湯を沸かそうとうどん釜 の器具栓を操作して着火させたためガスが漏 れ、実際に着火していき、パート従業員が漏 えいしていた。しばらくしてパート従業員が うどん釜に火が着いておらず、お湯が沸いて いないのに気がつき、開店時刻に間に合わせ ようと慌てて点火用ライターで点火しようと したため、漏えいしていたガスに引火、爆発 した。	点火ミス	・ガス漏れ警報器 あり(検知でき ない量) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンＳあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
新潟県 佐渡市 17.10.22	爆発 重傷者 1 (女性 67)	共同住宅 鉄筋コンクリート 造平屋建	10:00	不明	10月19日にふろろがまの交換工事が行われ、19日と20日にはふろろがまは着火しにくい状態であったが特に支障なく使用した。事故当日は、9時30分頃に着火しようとしたがうまく着火しなかったため、そのままにしていた。しばらく直ると思ひ、そのままだにガス漏れ警報器がなると台所に設置していたガス漏れ警報器がなると警報器本体をさわったところ鳴りやまんだため、特に何もせず10時頃にふろろがまに再度点火したところ爆発したもの。	調査中 (金属フレスキン ブルホース接続 部からの漏れは 確認されている が、事故の状況 から他の原因に ついては調査を 行っている。) ＜法違反＞ (設備工事業者) 法第38条の2 第38条の8 第38条の10	・ガス漏れ警報器 あり(鳴動した ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSSあり	(行政指導等) 設備工事業者に対して し、以下の点について 文書指導を行った。 ・工事施工後の気密試験 ・特定液化石油ガス設備 工事事業開始届の 未提出
和歌山県 新宮市 17.11.1	爆発・火災 軽傷者 2 (男性 70, 59)	飲食店 木造2階建	12:05	一般消費者等	飲食店の客が食事中、漏えいしていたガスに引火、爆発した。店主の勘違いでこんろに接続されていた末端ガス栓(ゴム管のみ接続)を開放してしまっただけで、ガスが漏えいし、調理で使用していた燃焼器から引火した。ガス漏れ警報器が本来取り付けられていた場所から移動させ、少し高い位置にガムテープで固定されていた。	燃焼器具未接続 の末端ガス栓の 誤開放	・ガス漏れ警報器 あり(警報器の不 適切) ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンSSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、文 書で次の事項について 指導した。 ・「LPGガス設備保安 点検調査票」の供給 設備点検に係る要望 事項については速やか に改善を実施すること。 ・「LPGガス設備保安 点検調査票」の消費 設備調査に係る改善 事項については速やか に再調査を実施する とともに十分なる保 安指導をすること。安 全なお、実施した保安 指導については保安 台帳等について内容を 記録すること。
滋賀県 大津市 17.11.5	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階 建	0:00	販売事業者	通行人からガス臭がすると消防に通報があつた。その後、連絡を受けた販売事業者が現場でヘッダーバルブの劣化により、ガスが漏えいしているのを確認、密器バルブを閉止した。	ヘッダーの劣化 (バルブ部)	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンSSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、今 回の漏えい事故を踏ま え、今後の改善計画を 提出するよう指導した

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
福島県 南会津郡 17.11.15	CO中毒 軽症者4 (男性28, 女性28,6, 5)	一般住宅 木造平屋建	18:30	販売事業者	一般住宅において家族4人がCO中毒になり病院に搬送された。 屋外設置用湯沸器(20号)が屋内に設置されておき、また、事故当日は台所に2ヶ所ある換気扇を使用せずに石油ファンヒーター3台も併用していたことから酸素不足となり不完全燃焼を起こしたものと推定された。	換気不良 設置未適合 (屋外設置式湯沸器の屋内に設置したため) ＜法違反＞ 規則第44条違反 (屋外設置式湯沸器の屋内に設置した)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
奈良県 奈良市 17.11.17	漏えい	道路下 (集団供給 供給設備)	11:17	都市ガスの工 事業者	都市ガス会社及び都市ガス工事事業者が埋設管の存在を確認していたが、機械掘削したときに埋設管(供給管)を損傷した。9月2日に都市ガス会社から販売事業者へ「地下埋設物事前調査協議書兼施工通知書」が送付され、その後、都市ガス工事事業者が協議に訪れたが、補償に係る話がでなかったため、協議が不調に終わっていた。しかし、事故当日に販売事業者へ連絡せずに工事を行っていた。	埋設管(供給管) の損傷	なし (集団供給の供給設備の埋設管に係る事故)	(行政指導等) 販売事業者に対し、協議依頼に真摯に応じるよう指導した。 (都市ガス事業者に対し、協議書趣向後のフォローを万全を期するよう)に指導した。)
宮城県 牡鹿郡 17.11.21	漏えい	その他 (水産物流 センター)	9:00	設備工事業者	ガス臭がすると施設管理者から連絡があり、販売事業者が調査したところ、埋設管(配管)からガスが漏えいし、施設地下に設置してある建物管理用の地下ピットに滞留していた。その後、施設を全館閉鎖し、消防署の協力を得てガスの排出作業を実施した。 当該設備は平成6年3月に施工していたが、埋設部の仕様はプラスチック被覆鋼管であり、立上り配管も同じ管であったため埋設部及び貫通部は全てプラスチック被覆鋼管だと認識していたが、地下ピット内では継手を含めて全て白管であった。また、施工時に接続部にパッキンでの処理をしていなかったのことでPLP継手(エルボー)内部には水が溜まっており、腐食しやすい状態となっていた。 そのため、PLP継手と白管の接続部が激しく腐食していた。	埋設管(配管)の 腐食	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 施設管理者に対し、埋設管を廃止し、露出管とすよう口頭で指導した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
長野県 長野市 17.12.3	火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造2階建	22:45	一般消費者等	消費者宅で浴槽の水位を確認せずにふろがまを点火したため、空だきによる過熱防止装置及び空だき防止装置は作動しなかった（2000年3月設置）。	ふろがまの空だき	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
広島県 呉市 17.12.4	爆発 軽傷者 1 (女性69)	一般住宅 鉄筋コンクリート 造2階建	4:12	一般消費者等	調理中、吹きこぼれにより、こんろが立消えしたためガスが漏れ出し、何らかの火源から引火、爆発したもの。なお、こんろは立消え安全装置が未装着のものであった。	立消え	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
広島県 広島市 17.12.7	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:30	設備工事業者	12月2日に配管の取り替え工事を設備工事業者が実施した。ガスメーターを取り外して工事を行い、工事終了後にガスメーターを再度設置したがその際、接続部のパッキンにゴミが付着していたため、そこからガスが漏れ出した。配管の工事終了後、気密試験を実施して異常の無いことを確認したが、ガスメーター設置後に漏れい試験を実施しなかった。	ガスメーターの接続不良 ＜法違反＞ 規則第18条第8号の2、第10号違反（修理後の配管とガスメーターの漏えい試験未実施）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) ・販売事業者及び設備工事事業者に対し、次の事項について文書により厳重注意を行った。 ・供給設備の集合装置等との修理が終了したときは、液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。
大分県 別府市 17.12.8	CO中毒 3 軽症者 3 (女性58, 21, 男性30)	介護老人保健施設 鉄筋コンクリート 造4階建	19:50	一般消費者等	介護老人保健施設の厨房で夕食の後片付け中に作業員3人が倒れ、病院に搬送された。診断の結果、血液中のCOHb濃度が高かったことからCO中毒と診断された。事故後の警察の調査で食器洗浄機を使用しているとき換気扇を作動させなかったため、換気不良により不完全燃焼を起こしたものと推定された。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導) ・販売事業者等に対し食器洗浄機と換気扇をよ運動作動に改善するよう指導した。 ・(社)大分県エルビーガス協会に対し、一般消費者に対する啓発及び保安教育を行うよう文書で指導した。
兵庫県 加古川市 17.12.12	漏えい火災 軽傷者 1 (女性)	飲食店 鉄骨造平屋 建	10:00	一般消費者等	事故当日の朝、厨房業者が平台の上の鍋物こまろ1台を末端ガス栓より先のホースごと取り外し、電磁調理器の設置作業を行った。その際、ガス栓にプラグ止めを行わず、飲食店従業員への連絡を行わなかった。準備のため、その後、飲食店の従業員が接続されている鍋物こまろに点火したところ漏れいしていたガスに引火した。	末端ガス栓の誤開放	・ガス漏れ警報器あり(漏えい直後に引火) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSBあり	(行政指導) ・販売事業者等に対し、今回の類似事故再発防止対策を整備し、その内容を事故届書に記載し提出を指示した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
福島県 会津若松市 17.12.15	漏えい	一般住宅 木造平屋建	12:15	雪害	事故前日までの雪が屋根に積もっていた。事故当日の晴天により雪が溶け、屋根から落し、調整器に当たったため調整器が欠損し、ガスが漏えいした。隣の住人がすぐに漏えいに気が付き、容器バルブを閉めた。供給設備をおお、落雪する可能性のある軒下に供給設備を設置していたが落雪防止対策がされていなかった。	調整器の損傷 ＜法違反＞ 規則第18条第1 項第1号ニ違反	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	行政指導） 販売事業者に対して口頭で指導した。 ・緊急時における速やかな連絡体制確立と職員の意識高揚。 ・片側容器固定型自動切替調整器を堅固的に交換すること。 ・一般消費者への注意喚起を行うこと。 ・一般消費者への巡回点検を行うこと。 福島県エルピーガス協会へ傘下会員に対し、事故防止徹底の周知を指示した。
熊本県 菊池市 17.12.16	CO中毒3 軽症者 （女性41, 39, 20）	学校 （保育園） 鉄骨造平屋 建	15:00	一般消費者等	9時から調理作業を行い、湯沸器（CF式10号）を使用していた。軽い頭痛の自覚症状はあったがそのまま作業を続けていた。14時20分頃、不調を訴えて病院で診断を受けたところ、CO中毒と診断された。事故当日は寒気が強かったため厨房を閉め切り、一歩も併用しなかったことから換気されず、不良により不完全燃焼したものと推定される。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置あり	（行政指導） ・保育園を管轄する行政へ口頭で設備改善を指示した。
福井県 大野市 17.12.19	爆発・火災 軽傷者2 （女性55, 27）	一般住宅 木造2階建	13:35	不明	住居に隣接している倉庫内に漏えいしていたガスに火花等から引火・爆発して火災となった。倉庫内には床下の配管を通じて3つの末端ガス栓があったことが確認されており、このうちの末端ガス栓が推定され、漏えい箇所等原因は不明である。この倉庫内の消費設備は約4年間使用しておらずガスが供給されなかったように配管の中間ガス栓を閉止していたが積雪の重み等によりレバーが動いたものと推定された。	不明 ＜法違反＞ 法第27条違反 （定期消費設備未実施）	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導） 販売事業者に対して、定期点検・調査を法令で定められた期間内に実施することを口頭で指導した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
秋田県 秋田市 17.12.20	漏えい	一般住宅 木造	11:38	雪害	屋根からの落雪により調整器が破損したためガスが漏えいした。当該一般住宅の台所にいた消費者が気がつき販売事業者へ連絡した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンHあり	
北海道 函館市 17.12.21	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:10	雪害	屋根に積もった雪が事故当日の気温の上昇により壁側に巻き込むように落雪し、軒下に設置していた供給設備に当たり、調整器が損傷し、ガスが漏えいした。隣人がガス臭に気づき、警察に通報、警察から連絡を受けた消防が現場に出動して容器バルブを閉止した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導) 販売事業者に対して、次の事項について口頭で指導した。 ・供給設備の設置は容器収納庫を確実に防止できると。 ・他の消費者の供給設備に対しても、適宜この雪害対策を講じること。 北海道エルピーガス協会に対し、傘下会員へ雪害に対する注意喚起をすすめるよう指示した。
新潟県 妙高市 17.12.24	漏えい	旅館 鉄筋コンクリート造4階建	4:30	雪害	第三者からガス臭がすると消防へ通報があった。調査したところ、積雪により容器収納庫が倒壊し、供給管と容器バルブ(1本)が損傷した。なお、容器収納庫の雪下ろしは行われず、隣接していた。	容器収納庫倒壊による、配管、容器バルブの損傷	・ガス漏れ警報器あり(検知できない量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・豪雪による事故防止にともない市町村豪雪対策本部等に注意喚起を行った。 ・販売事業者に対して、理給機器の期限管理及び液化石油ガスの提出を口頭で指導した。 ・(社)新潟県エルピーガス協会に傘下会員に事故防止について協力依頼した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
岐阜県 郡上郡 17.12.24	爆発	郵便局 鉄骨造	15:10	雪害	積雪によりガスメーター及び供給管が圧迫され破損したことによりガスが漏えいした。地上2m程度の積雪により、漏えいしたガスが容器収納庫及び供給の灯油ボイラーに滞留し、作動中の融雪用灯油ボイラーから引火爆発した。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導) 販売事業者に対し、再発防止のため、設備付近の除雪の徹底と機器の保護設備の再検討を口頭で指導した。
北海道 歌志内市 17.12.26	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:00	不明	ガス臭がするのと当該共同住宅の消費者から通報が販売事業者であり、現場に急行したところ、調査したところ容器が空になっていた。そのため、容器を交換したが、まだガス臭がしたためガスメーターで計算するとガス漏れを計で漏えいしていることがわかった。その後、自記圧力計を発見した。	不明	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、事故調査報告書の提出、の同型調整器設置各戸の点検、メーカーによる機器故障(漏えい)原因の解明、報告を口頭で指示した。
富山県 富山市 17.12.27	爆発 軽傷者1 (男性38)	旅館 鉄骨造6階 建	17:45	一般消費者等 販売事業者	厨房で料理人がフライヤーに点火したところ隣に設置してあった蒸し器から漏えいしていたガスに引火し、燃え広がった。ホテールから器具栓を閉めて止めた。料理人が蒸し器の接続を断り外し配管にブラグ止め措置を行った。装置の調子が悪く点火しないという理由で、末端ガス栓の開閉により使用していた。華レンジの工事及び蒸し器(既設)の移設・配管変更工事を行った状態が、工事作業中は蒸し器の器具が閉いた状態で固定されたため、蒸し器の移設作業後、接続されていた。	末端ガス栓の誤開放	・ガス漏れ警報器あり(検知できない量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導) 販売事業者に対し、事故届及及び県への通報が遅れたこと等について始末書を徴収した。
福井県 速岐郡 17.12.27	爆発・火災	一般住宅 鉄骨造2階 建	15:30	不明	住宅横に設置されている容器と調整器を接続する高圧ホースが漏えいし、ふろろ用灯油ボイラーの種火から引火・爆発した。またふろろ用灯油ボイラーが容器から1.3mの距離しか離れておらず、これは保安機関の点検不十分によるものだった。	不明 ・法第27条 (容器交換時 定期点検実施 不十分) ・規則第18条第 1項第1号イ違反 (火気との距離)	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 保安機関に対し、法令違反防止のための改善計画書を提出することと、及び法27条の点検調査を厳格、確実に実施することについて口頭で指導した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
長野県 下高井郡 17.12.29	ＣＯ中毒 軽症者 1 (女性49)	旅館 鉄筋コンクリート 造 4 階建	9:00	一般消費者等 販売事業者	食器洗浄機を使用していたところ、従業員1名がＣＯ中毒により、燃焼不良から不完全燃焼を起こしたことにより、燃焼不良のため食器洗浄機のガス排出口からガス漏れが確認された。その際、販売事業者から食器洗浄機のメーカーに修理依頼を行い、翌日に修理を行った。その後、メーカーから内部清掃を行うよう指導があった。さらに燃焼状態を目視で確認していた。	燃焼不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置あり	(行政指導等) 販売事業者に対して、食器洗浄機について排気フードを設置するよう口頭で指導した。 (社)長野県エルピーガス協会及び長野県ＬＰガス卸協議会に対して事故防止の徹底について要請した。
秋田県 横手市 17.12.29	漏えい	一般住宅 木造 2 階建	14:30	雪害	消費者の親戚が消費者宅の屋根の雪下しを行っていたとき、屋根の水をつついたところ、ガスの塊が落ちて調整器に直撃して折損、ガスが漏れ出した。作業者がガス漏れに気がつき、すぐに容器バルブを閉止した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンＳあり	
北海道 帯広市 17.12.30	漏えい火災	一般住宅 木造 2 階建	12:50	一般消費者等	屋敷の支度のため、鍋をコンロにかけ、コンロの点火操作を行ったが、誤ってグリルのつまみを回していた(グリルも着火していた)。しばらくしてコンロのつまみを回していたのに気が付き、コンロ部から漏えいしていたガスに引火した。なお、コンロには立消え安全装置が付いていた。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンＳあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、立消え安全装置が未装着の燃焼器具が設置されているかぎり取り替えることを指導した。
山形県 鶴岡市 17.12.30	漏えい	その他店舗 (スーパ-) 鉄骨造平屋建	21:55	雪害	店舗の屋根からの降雪及び氷塊落下により大きな音がしたため、付近住人が様子を見に来た。消防が現場に急行して供給部分の漏えいを確認し、ビニール袋で塞ぐなどの応急措置を行った。少し遅れて到着した協会防災当番社員が事故状況を確認し、バルブを閉止した。その後、到着した販売事業者が破損部分の管ごと交換した。大きな氷塊が地面で砕けて飛び散り、供給管部分に取り付けられた圧力計を破損したものと推定された。	供給管の損傷 (圧力計との接続部破損) 地上設置たて置きバルク貯槽 980kg × 1 基	なし バルク貯槽 980kg	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
新潟県 十日町市 17.12.31	漏えい	工場 鉄筋コンクリート 造5階建	2:10	雪害	従業員が除雪作業委託業者とともに屋根の雪下しを行ったが、LPガス設備を考慮せずに作業を行ったため、落下した雪の重みと衝撃により配管が2箇所折損し、ガスが漏れたもの。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
熊本県 天草市 17.12.31	CO中毒 軽症者 ³ （男性32, 22,22）	飲食店 鉄筋コンクリート 造平屋建	4:00	一般消費者等 販売事業者	閉店後、従業員3人が厨房・倉庫兼作業場で清掃作業を行っていたところ気分が悪くなったため、消防へ通報して病院に搬送された。血液の中からCOHbが検出されたことからCO中毒と推定された。清掃作業時は瞬間湯沸器を使用していたが換気扇を作動させていなかったため、換気不良による不完全燃焼を起したものと推定された。当該屋外設置式湯沸器が設置されていた場所は十分な開口部（一方全面開放）が確保されていたが、その後、消費者によって壁が設置されたため、屋内に設置された、定期消費設備調査が実施されていなかったことから販売事業者（保安機関）は、このような状況を把握していなかった。	換気不良 （屋外設置式湯沸器屋内設置） ＜法違反＞ 法第27条違反 （定期消費設備未実施）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（行政指導） 販売事業者に対し、保安点検長期未実施箇所について3月末終了をめぐりに点検を実施し、月末に報告するよう指示した。
東京都 小金井市 17.12.31	漏えい火災	共同住宅 木造	7:20	不明	ふろに入るため、浴槽に水を入れ、その後、ふろがまに点火してしまっただけで、数分後にふろがまがまがら出火したものの、当該ふろがまは、20年近く使用されており、経年劣化による事故と推定される。原因等詳細は不明である。	ガス漏れ原因等 詳細不明	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
長野県 下伊那郡 17.12.31	CO中毒 軽症者 ¹ （女性58）	飲食店 鉄骨造2階建	11:20	一般消費者等	そば茹で器で調理を行っていたところ、CO中毒と見られる頭爐のため病院へ搬送されたものの、そば茹で器の排気口にステンレスホー ル（おけ）を置いて塞いでいたため、バーナーが不完全燃焼を起していたため、不完全燃焼を起したと推定された。	排気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（社）長野県エルピーガス協会及び長野県LPガス卸協議会に対し事故防止の徹底について要請した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等
秋田県 大館市 17.12.31	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:30	雪害	雪下ろし業者が屋根から雪下しをした際に雪が調整器を直撃し、損傷したためガスが漏えいした。隣の住人がガス臭を感じ、警報音を閉めた。連絡を受けたガス事業者が現場でガス検知器で安全を確認した。その後、消費者が調整器を撤去した。長期間不在であったため、調整器を撤去した。隣接する住宅と調整器の設置場所を協議する。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

V. その他事故

“その他事故”については、経済産業省原子力安全・保安院“液化石油ガス関係事故措置マニュアル”に定義されるもので、“自殺、故意、いたずら、盗難等”に該当し、いわゆる“ＬＰガス事故”の対象外の事故である。ここに収録してある“その他事故”は“ＬＰガス事故”と同じく、“液化石油ガス一般消費者等調査報告書”により都道府県から経済産業省へ報告があったものである。

“その他事故”は（表－21、94頁）、平成17年は53件であった。これを個別にみると、“自殺”については、平成17年は13件で死者5人、傷者14人となった。“故意・いたずら”は、15件で死者なし、傷者4人であった。“単純火災”は、こんろにやかん、なべ等をかけたままにしているうちに周囲の可燃物に燃え移り火災となったもの等であり、6件で死者なし、傷者2人となった。“その他”は、容器盗難、交通事故等で、19件で死者なし、傷者2人であった。

表－21 その他事故の年別件数及び死傷者数

種別	年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
自殺											
	件数	8	16	13	14	11	9	11	3	9	13
	死者	2	1	4	4	3	3	3	－	3	5
	傷者	8	21	14	14	9	11	7	3	6	14
故意・いたづら											
	件数	6	4	11	7	13	14	12	17	15	15
	死者	－	1	1	－	－	1	－	－	－	－
	傷者	4	1	6	9	2	2	1	3	－	4
単純火災											
	件数	4	4	1	9	10	8	6	7	11	6
	死者	5	2	－	－	－	1	1	1	－	－
	傷者	3	－	－	3	1	5	－	1	9	2
その他											
	件数	6	5	13	19	22	24	38	29	25	19
	死者	4	－	－	－	－	－	2	1	1	－
	傷者	4	3	4	14	15	12	31	15	1	2
合計											
	件数	24	29	38	49	56	55	67	56	60	53
	死者	11	3	5	4	3	5	6	2	4	5
	傷者	19	24	25	40	27	30	39	22	26	26

[注] その他とは以下のようなもの

1. 容器の盗難
2. 自動車の飛び込み等
3. 隣接家屋等の火災による過熱等
4. その他自殺、故意、単純火災に該当しないもの